

孀恋村農業委員会総会議事録(第16回)

(1) 開催日時 令和3年10月11日(火)開会:午後1時30分閉会:午後2時32分
開催場所:大前活性化センター 1階 ホール

(2) 主席委員の議席番号および氏名(農業委員16名)

農業委員

1.千川初枝 3.岡野芳和 4.下谷彰一 5.佐藤光成 6.丸山成重 7.佐藤貞次
8.黒岩純一 9.千川洋一 10.市場俊喜 11.中村明彦 12.黒岩晋 13.黒岩トシエ
14.黒岩広司 15.樋口忠男 16.黒岩富二 17.西窪充夫

(3) 欠席委員の議席番号及び氏名 2.関喜吉

(4) (4)出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 土屋政彦 係長 佐藤あかね 主事 小嶋俊星

(5) 提出された議案

第1号議案 あっせんの成立について

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第5号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について

第6号議案 その他

(6) 会議の概要

事務局 ただいまより孀恋村農業委員会を開催させていただきます。本日の出席委員は16名です。孀恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。尚、農林振興課長は議会開会のため出席のため欠席となります。それでは、農業委員会会議規則第7条の規定により、会長の宣告により始めさせていただきます。

会長 みなさんこんにちは、10月に入りまして、大分朝晩冷え込んできましたが日中は暖かい日が続いています。農作業も終盤にさしかかってきましたが、是非体調管理に気をつけていただきたいと思います。コロナも落ち着いてきましたが、この先第6波もありえますので、感染対策には十分留意して農作業を行って下さい。それでは、ただ今より農業委員会を開会いたします。続きまして、三番の孀恋村農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、第15番号委員樋口忠男委員、第16番号委員黒岩富二委員にお願いいたします。本日タブレットがありますので、参考図面等確認いただきながら進めたいと思います。

事務局 会長が議長に就任し、進めさせていただきます。

議長 それでは協議事項に入りたいと思います。第1号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第1号「農地移動適正化あっせんの成立について」1件、案件朗読後説明】
売買価格 4,500,000円(569円/㎡)

議長 第1号議案の1番号の関係ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

事務局 本日、あっせん委員が不在のため事務局より説明申し上げます。場所は JA 支所近くの集荷場隣接の農地です。一部集荷場を含んでおりますのでこのような価格になりました。よろしくお願いいたします。

議長 その他の委員の意見ありますか。なければお諮りします。議案第1号の1番号についてはあっせんを認めるという事でよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 全員賛成ですので、【議案第1号「農地移動適正化あっせんの成立について」】については許可する事に決定いたします。続きまして、続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】1件事務局説明
1番号 あっせんの成立による所有権移転

議長 1番号の関係ですが、先程のあっせんの成立による申請ですので、許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議長 ありがとうございます。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」】1番号につきましては、許可するものとして決定します。続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第3号「農地法第4条の規程による許可申請について」】1件説明
1番号 農振除外が決定したため農家用宅用地へ農地転用申請する(追認案件)

議長 1番号の関係ですが、関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ございますか。

9番委員 先日、農振除外が決定しましたので申請するという事で特に問題は無いと思います。

議長 タブレットに図面等詳細が掲載されておりますので、参考にして下さい。そのほかの委員のご

質問等ございますか。なければお諮りします。議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」は許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請」】については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第4号「農地法第5条の規程による許可申請について」】3件説明、
3件同一地区、電力会社の鉄塔建替工事に伴う工事用地(一時転用)転用時期異なるため3件別々に申請。

議 長 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請1番から3番号について、関連がありますので一括審議します。どなたかご意見ございますか。

15番委員 10月4日に地元委員2名と事務局3名で現地確認をしました。場所は 地区の より入った所です。一部のキャベツ畑については収穫後工事に入る為、このような申請になりましたとの事で問題ないと思います。

議 長 その他の委員さんのご意見ございますか。

5番委員 工事費は全て一緒ですが、3カ所でこの金額ですか。

事務局 はい。このエリアの工事全体でこの金額です。

議 長 農振が一部含まれますが、一時転用であり、問題なしとの事です。その他の委員さんのご意見ございますか。無ければお諮りします。第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請」1番号から3番号につきまして、許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請」】1番号から3番号については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。

議 長 続きまして、第5号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【第5号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】
農業経営基盤強化促進法第18条の第1項及び19条第1項の規定による農用地の利用集積計画の実施が必要と認められたので、村長より農業委員会の意見決定を求められておるものです。新規の集積で、設定するもの2名、設定する土地1筆、面積は5,455㎡となっております。利用権の設定または移転を受けるものは1名です。

議 長 どなたか意見ございますか。質問がなければ、お諮りします。議案第5号の「農用地利用集積計画(案)への意見決定」は意見を問題なしとして村長に回答して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【第5号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答いたします。続きまして、第6号議案「その他」の関係ですが、事務局より報告をお願いします。

事務局 【議案第6号「その他」】
報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 2件

議 長 第6号議案その他の報告をいただきました。その他のその他、事務局よりお願いします。

事務局 10月は農業者年金の加入強化月間です。最初に加入推進部長より一言お願いします。

加入推進部長 はい。皆様ご苦勞様です。今月は農業者年金の加入強化月間です。皆様推進をよろしく願います。

事務局 ありがとうございます。それでは、農業者年金の加入推進について、以下の要領で推進いただきますよう願います。1、加入推進用チラシを活用いただき、戸別訪問による加入推進をお願いします。2、加入希望者があれば書類をお渡しいたいただき、JA嬭恋村金融課で申込手続きいただきますよう案内して下さい。3、加入推進を行った場合は、農業委員会活動記録簿、農業者年金加入推進記録簿、をそれぞれご記入いただき加入推進記録簿については農業委員会事務局へご提出をお願いします。不明な点があれば農業委員会事務局までご連絡下さい。ご協力よろしく願います。

議 長 事務局より説明がありましたが、国民年金の1号被保険者であり60才未満の農家で有る方は加

入できるとのことで、特に西部地区の若い方を中心に加入推進を行っていただければと思います。ご協力よろしく申し上げます。その他、事務局より説明申し上げます。

局長 それでは、嬭恋村の当局より農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)につきまして、諮問が来ております。60 ページありますのでタブレットにてご確認くださいと思います。今回の基本的な見直し内容ですが、留意点は、令和3年度の農業経営基盤強化促進法に基づく基本的な構想につきまして、概ね5年ごとに見直す事となっております。今回、群馬県が見直したことに伴い嬭恋村としても見直しを行うものです。前回の見直しですが、平成28年4月で有ります。この構想は、5年ごとに見直しを行います。この構想は今後9年間の構想を見通すものであって、令和12年度までの目標となっております。

今回の見直し箇所ですが、朱色が見直し点であります。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標の見直しを行いました。

本村は群馬県の西北部に位置し、東は長野原・草津町に、その他の三方は長野原町と接している。村の東部を除く外周には、浅間山・四阿山・本白根山などの2,000m級の山々が連なり、表・裏日本の分水嶺をなしている。村の中央部を西から東に吾妻川が流れ、集落の大部分はこの流域に散在し、地質は火山灰土の腐食土壌が多く、標高700m～1,400mの立地条件を生かした高原野菜と畜産等を中心として首都圏の生産基地として大きな役割を果たしている。今後も引き続き、高冷地環境での高原野菜を中心とした大規模経営農家の育成を図り、更なる村の農業発展を目指していく。

他方、中山間地域である本村では、農業就業人口の減少や有害鳥獣による農作物被害の増加等に伴って、農業後継者に継承されず一部遊休化した農地が近年増加傾向にある。これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがあるため、将来に向けて守るべき農地を明確にし、有害鳥獣対策や耕作放棄地の発生防止・解消の取組を推進しつつ、担い手不足解消のため、新規就農者に加えて、農業に感心を寄せる女性や経験や能力を有する退職者の参入、特定技能制度等による外国人材の受入を推進していく。更に、農福連携を図り、障がい者と農業者の双方にメリットがあるような、農業分野での障がい者雇用に向けた取組も推進していく必要がある。を追記しております。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、「嬭恋農業振興地域整備計画」に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

本村の農業構造については、昭和40年代前年より国、県、団体等による農用地開発事業等によって土地基盤が整備され、新規農地造成が進められてきた。

しかし、各種農業施設と大型機械の導入により、農業生産力は飛躍的に増強された反面、連作障害等による経営費の増大や品質低下が生じている。更に近年では、温暖化に起因する大規模自然災害の増加が看過できない状況になっており、豪雨等による表土流亡や高温による作物の生育不良が危惧されている。

そこで、今後の本村農業の発展については、SDGs(持続可能な開発目標)の理念を踏まえつつ、「安定した農業経営の持続と消費者の求める『安全で美味しい食』の追求」を目指し、環境負荷の低減も考慮した企業型の経営方針への転換と農業経営基盤の強化・保全が必要である。そのためには、農

業者教育や農業後継者対策、表土流亡対策、作物の気候変動適応技術等を充実強化していくとともに農地中間管理事業などの流動化関連施策の積極的な活用により中核農家への農地の集積に努めるものとする。という目標となっております。

本村は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、孺恋村の農業経営の発展を目指し農業を主体とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり410万円程度、1経営体当たり600万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり1,750~2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本村農業生産に相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

更に、人と農地の問題を解決するため、各集落・地域での話合いに基づき「人・農地プラン」の定期的な見直しを行う。話合いに当たっては、新たに就農しようとする者を含めて幅広く農業者その他の当該区域の関係者の参加を求めて行い、地域全体としての担い手への農地の利用集積の定量的な目標の設定、農地中間管理機構の活用方針、「近い将来農地の出し手となる者と農地」の明確化及びこれらを増加させる方策等について話し合う。

特に、農用地の利用に関しては、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農地への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、地域農業の生産性の向上に資するため、農地中間管理機構を最大限活用し、担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止、解消を進め、地域における農用地利用を最適化する。

また、農地中間管理機構の活用にあたっては、「人・農地プラン」の定期的な見直しと極力連動させることにより、効率的かつ安定的に推進する。

本村は、将来の孺恋村農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本村は、孺恋村農業委員会(以下、「農業委員会」という。)、孺恋村農業協同組合(以下、「農業協同組合」という。)、群馬県吾妻農業事務所(以下、「吾妻農業事務所」という。)等が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うための孺恋村農業再生協議会を設置し集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の孺恋村農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

さらに、農地の貸し借りによる経営規模拡大を意欲的に進め、認定農業者等の担い手の農業経営規模拡大に資するよう努める。一方、経営展開を助長するため、吾妻農業事務所普及指導課の指導のもとに環境保全型農業を踏まえ、土づくりや輪作等を推進していく。さらには、永続的本産地発展のため、国が推進する「みどりの食料システム戦略」政策に沿った、化学農薬・化学肥料の使用量低減、スマート農業による労働生産性の向上、グリーンベルトの設置による表土流失防止策等の更なる取り組みを推進し、「政策手法のグリーン化」を拡大していく。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、担い手の育成により地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに村内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の協同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用を認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、村が主体となつて、関連機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活動を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした農業生産基盤整備事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

本村は、農業委員会、農業協同組合の担当職員で構成する指導チームを設置し、吾妻農業事務所の協力を受けて、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を行う。

特に、大規模畜産をめざす農業経営者には、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に日本政策金融公庫前橋支店の参画を仰ぎつつ、農協の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、園芸経営には市場関係者や全農群馬園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する指導を実施する。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1)新規就農の現状

嬭恋村の令和元年の新規就農者は6人であり、過去10年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物であるキャベツの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2)新たに農業を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、嬭恋村は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする45歳未満の新規就農者の確保目標の年間170人を踏まえ、嬭恋村においては年間10人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

嬭恋村及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり1,750時間~2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生活が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度)を目標とする。)

(3)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた嬭恋村の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農業経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による照会、技術・経営面については吾妻農業事務所普及指導課や地域連携推進員、嬭恋村農業協同組合、等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4)推進する取組

従来から基幹作物であるキャベツを中心に栽培する地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入(2~3人程度)を重点的に進め、嬭恋村農業協同組合等と連携し、キャベツの栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本村における主要な営農の類型についてこれを示すと次のとおりである。

事務局長 今回、営農類型を2つ追加しました。具体的には朱書きの表を追加してありますのでご確認下さい。

NO	営農類型	生産規模(単位:a、頭、本)
1	キャベツ専業	キャベツ 750a
2	キャベツ+ベニバナインゲン	キャベツ 500a、ベニバナインゲン 100a、
3	キャベツ+菌茸	キャベツ 600a、エノキ 50,000本
4	キャベツ+花卉+水稲	キャベツ 500a、花卉 100a、水稲 100a
5	キャベツ+レタス+ハクサイ	キャベツ 400a、レタス 300a、ハクサイ 100a
6	酪農専業(放し飼い飼養)	経産牛 120頭、育成牛 60頭(経営牛1頭当たり乳量9,000Kg)
7	酪農専業(つなぎ飼い飼養)	経産牛 50頭、育成牛 22頭(経産牛1頭当たり乳量8,200Kg)
8	肉牛専作(肉専用種繁殖)	成雌牛 60頭、(繁殖和牛)
9	肉専用種繁殖+キャベツ+水稲	成雌牛 20頭(繁殖和牛)、キャベツ 400a、水稲 50a、飼料作物 200a
10	夏秋イチゴ(施設野菜)	高設イチゴ 40a
11	トウモロコシ+ズッキーニ	トウモロコシ 400a、ズッキーニ 120a

※ 農業経営の基本的指標は、家族経営において、第1の3で示す「主たる従事者1人あたりの目標労働時間:1,750~2,000時間程度」の労働により、同じく第1の3で示す「1経営体あたりの目標年間農業所得:概ね600万円」の所得を得ることができる。「効率的かつ安定的な農業経営」のモデルとして営農類型ごとにその経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様、適用地域を示したものである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様 等
施設野菜 夏秋イチゴ	〈作付面積〉 高設イチゴ 40a 〈経営面積〉 40a	〈資本装備〉 ・パイプハウス 本ぽ (4,000㎡) ・一層自動カーテン ・養液土耕システム ・格納庫 (40㎡) ・高設システム(3,000㎡) ・トラクター (20ps) ・ロータリー (1.4m) ・動力噴霧器 ・管理機 ・軽トラック ・冷蔵庫 ・パソコン 〈その他〉 ・イチゴは大型ハウスに より栽培管理の省力 化・自動化	・高品質生産技術 を確立し、ブランド品 としての有利販売 の実現 ・簿記記帳による経 営収支の把握とコ スト削減 ・青色申告の実施 ・施設等の保守管 理を徹底し、使用 年数の延長による 機械コストの低減を 図る ・農繁期の過重労 働に注意 ・農繁期の過重労 働に注意	・家族労働力 3 人 ・チェックリストに 基づく労働安全 の確保 ・定期的な休日の 確保 ・家族経営協定 の締結

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様 等
トウモロコシ 土	〈作付面積〉	〈資本装備〉 ・トラクター (30ps)	・雇用労働力の安 定確保	・家族労働力 3 人

ズッキーニ トウモロコシ 400a ズッキーニ 120a 〈経営面積〉 自作地 300a うち 220a は 借地	・ロータリー (1.8m) ・動力噴霧器 (500/分) ・ライムソー 1.8m ・マルチャー ・管理機 7Ps ・トウモロコシ選別機 ・軽トラック 等 ・パソコン 〈その他〉 ・適正施肥と減農薬栽培の実施 ・グリーンベルト設置による環境保全型の栽培体系	・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・青色申告の実施 ・農機具等の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・農繁期の過重労働に注意	・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結
--	---	---	---

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の種類ごとの新たに営農経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に婦恋村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、婦恋村における主要な営業類型についてこれを示すと次のとおりである。

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標(全体)

NO	営農類型	生産規模(単位:a、頭、本)
1	キャベツ専業	キャベツ 420a
2	キャベツ+ベニバナインゲン	キャベツ 300a、ベニバナインゲン 50a、
3	キャベツ+レタス+ハクサイ	キャベツ 300a、レタス 200a、ハクサイ 50a

※ 農業経営の基本的指標は、家族経営において、第1の4で示す「主たる従事者1人あたりの目標労働時間:1,750~2,000時間程度」の労働により、同じく第1の4で示す「1経営体あたりの目標年間農業所得:概ね250万円」の所得を得ることができる。「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営」のモデルとして営農類型ごとにその経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様、適用地域を示したものである。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標は前回と同じ目標%とした。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地に占める面積のシェアの目標	備 考
85%	

事務局長 その他、農地円滑化団体の廃止、人・農地プランの実施や農地中間管理事業の実施により見直しをしているものがほとんどですので、説明は割愛させていただきます。

また、この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想は、農業の10年間を見通した今後の農業の基本的な方法を記述した上で、農業経営従事者を育成すべく効率的かつ安定的な農業経営のために目標とすべき労働時間等の基本的な考え、新たに農業を営もうとする青年等が目標とする所得水準、労働時間等の基本的な考え、人材の育成確保やこれらの経営の育成の考え方、これを支援していくために作られたものです。

何かご意見ございましたらお願いします。

●主な見直し事項

- 1) 目標年次 (平成37年⇒令和12年度(概ね10年))
- 2) 主たる従事者の年間労働時間の目標 (1,900時間⇒1,750~2,000時間)
- 3) 効率的かつ安定的な農業経営の指標 (追加:夏秋イチゴ・トウモロコシ+ズッキーニ)
- 4) 農地利用集積円滑化事業の廃止
- 5) その他情勢等の変化に対応した見直し

議長 説明を受けましたが、タブレットだけだとよくわかんないですね。やはりペーパー的なものがある方がわかりやすいですね。これはいつまでに意見を提出するのですか。

事務局 今月中です。

議長 忙しいですね。皆さんのほうで何かご意見ございますか。意見と言われても中々紙ベースであった方が意見もやすいですね。ページ数が60ページありますので難しいとは思いますが…

事務局 農業委員会事務局へ来ていただければご覧いただけますが。

議長 日にち的な制約がありますので、ここで皆様の方から意見をもらいたいとのことです。

事務局 すみません。補足させていただきます。今、説明を読み上げているものが、認定農業者と呼ばれている制度がございまして、その制度の許可の基準になる指標というものをそれぞれの市町村で作成しなければならない事になっておりまして、それが5年に一度見直しがあるということで、先程事務局長より説明させていただきました。婦恋村の構想が5年後の労働時間が現在年間1900時間であったものが、それが見直しの中で、県の構想にならって1750～2000時間に見直されました。それから、新規にイチゴを経営された方がおりますので、その方用というわけでは無いですが、新たにイチゴの経営指標、トウモロコシとズッキーニで生計を立てているキャベツ農家だけではない経営体向けの指標も追加しました。それを今回皆様に審議してほしいという事です。

議長 では、おおまかな変更点は新たな指標の追加と労働時間等の見直しという事で、事務局の説明通りですが、そのような形で見直しを進めたいということですが、よろしいでしょうか。

11番委員 よろしくお願ひします。

議長 では、そんな形で事務局の方で作業を進めさせていただきます。また、完成しましたらお示しします。

事務局 10月27日に、高山村で行われますストーンクラッシャーの実演会ですが、申し込まれた委員の皆様にはこの後、当日提出していただく健康申告書をお配りしますので、当日熱を測って持ってきて下さい。

議長 次回は、11月10日午後2時から役場の会議室で行いますのでよろしくお願ひします。1時30分からは農振協議会がございまして、協議会終了後定例会を行う予定です。ストーンクラッシャーの実演会は当日の天気雨が雨の場合だと中止になるようですので、朝8時30分までに事務局から電話で出席者には連絡がいくそうですのでよろしくお願ひします。本日の協議事項は全て終了しました。他に無いようでしたら以上で定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

午後 2 時32分閉会

議長

(西窪 充夫) 西窪 充夫

議事録署名人

第15番委員

(樋口 忠男) 樋口 忠男

第16番委員

(黒岩 富二) 黒岩 富二